

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の預金取引明細表及びB健康保険組合の回答から、申立人に対しては平成15年4月30日に申立事業所から15万円の賞与が支給され、標準賞与額15万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの当該賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①から④までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録をそれぞれ、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 10 日
② 平成 17 年 3 月 22 日
③ 平成 18 年 3 月 14 日
④ 平成 20 年 3 月 24 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①から④までの賞与支給明細書を所持しているので、申立期間①から④までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支給明細書及びA社が保管する賞与計算台帳から、申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額をそれぞれ、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間①から④までに係る賞与について、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行っていない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から④までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録をそれぞれ、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 10 日
② 平成 17 年 3 月 22 日
③ 平成 18 年 3 月 14 日
④ 平成 20 年 3 月 24 日

申立期間①から④までに支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①から④までの賞与支給明細書を所持しているため、申立期間①から④までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支給明細書及びA社が保管する賞与計算台帳から、申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額をそれぞれ、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間①から④までに係る賞与について、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行っていない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①から④までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録をそれぞれ、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 10 日
② 平成 17 年 3 月 22 日
③ 平成 18 年 3 月 14 日
④ 平成 20 年 3 月 24 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間①から④までの賞与支給明細書を所持しているので、申立期間①から④までの標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支給明細書及びA社が保管する賞与計算台帳から、申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額をそれぞれ、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間①から④までに係る賞与について、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行っていない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。